

議第45号

高島市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

高島市長 福井正明

---

高島市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(高島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 高島市固定資産評価審査委員会条例(平成17年高島市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

(高島市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 高島市職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年高島市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(高島市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 高島市火入れに関する条例(平成17年高島市条例第228号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。